

令和元年8月20日

お客様へ

一関ガス株式会社

最終保障供給約款及び小売供給約款の変更のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当社は、令和元年5月24日付で東北経済産業局長に供給区域の変更申請し、令和元年6月21日に供給区域変更の許可を受けました。許可を受けた供給区域は一関市蘭梅町1～3番地、7～12番地、三関字桜町が増加区域となっております。それに伴いまして最終保障供給約款及び小売供給約款の一部を変更いたします。なお、実施日は令和元年9月1日とさせていただきます。

当社では、より一層安心して都市ガスをご使用いただけますよう、保安の確保及び安定供給に全力で取り組んでまいります。また、お客様にお喜びいただけるガス機器についてのご提案など、より魅力のあるサービスをご提供出来るよう精一杯努力してまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。